

給与の種類		支給		条件	支給日	備考
		支給対象者	支給率又は支給額			
特殊勤務手当	ボイラ取扱作業手当	ボイラ技術上にある職員が、ボイラ(小型ボイラを除く)の取扱いの作業に従事したとき。		1日について80円 (勤務4時間未満48円)	翌月の給料支給日	
	多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年で編成する学級の担任をする教育職員(管理職手当又は給料の調整額を支給される職員を除く)		授業又は指導に従事した日1日について 小学校の単級……………120円 小学校の3以上の学級および中学校の単級……………90円 2箇学年の単級……………75円	同上	
手	6. 隔遠地手当	山間地その他交通の著しく困難な地に所在する公署として人事委員会規則で指定するものに勤務する職員		6級 給料+扶養手当×25% 5級 同上 ×20% 4級 同上 ×16% 3級 同上 ×12% 2級 同上 ×8% 1級 同上 ×4%	給料の支給日	
	7. へき地手当	交通条件および自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する小学校または中学校として人事委員会規則で指定するものに勤務する職員		5級 給料+扶養手当×25% 4級 同上 ×20% 3級 同上 ×16% 2級 同上 ×12% 1級 同上 ×8%	同上	
当	8. 超過勤務手当 休日給	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員 ○午後10時から午前5時の勤務…………… ○上記以外の時間の勤務…………… ○休日の勤務……………		1時間の額 (給料+暫定手当)×12×1.5 52 × 44 同 上 (給料+暫定手当)×12×1.25 52 × 44	翌月の給料支給日	
	9. 宿日直手当	宿直または日直勤務等を命ぜられた職員 宿直または日直…………… 上曜日の半日直……………		1回につき 620円 1回につき 310円	給料の支給日	
	10. 期末手当	基準日に在職する職員および基準日前1月以内に退職または死亡した職員 3月1日…………… 6月1日…………… 12月1日……………		(給料+扶養手当+暫定手当)×(期間率) 50 100 100 100 200 100	3月15日 6月15日 12月5日	45 5 1から改定
	11. 勤勉手当	基準日に在職する職員および基準日前1月以内に退職または死亡した職員 6月1日…………… 12月1日……………		(給料+暫定手当)×(期間率) 期間率は給料、扶養手当および暫定手当の合計額に次の割合を乗じた額の範囲内で期間に応じそのつど定める 60 100 60 100	6月1日 12月5日	45 5 1から改定
	12. 寒冷地手当 (基準額)	寒冷地の級地別に応じ、基準日に在職する職員ただし基準日付をもって退職したものについては支給しない。		(1) 基準額	8月10日	
	(附加定額)	寒冷地の級地別区分が4級地および5級地である地域に在職する職員		(2) 附加定額		

事項 級地	定率 分	定額分		
		世帯主である職員		その他の職員
		扶養親族あり	扶養親族なし	
	%	円	円	円
5級地	45	26,800	17,870	8,930
4級地	35	20,100	13,400	6,700
3級地	25	16,750	11,170	5,580
2級地	18	11,390	7,590	3,800
1級地	10	6,700	4,470	2,230

事項 級地	世帯主である職員	その他の職員	
		扶養親族あり	扶養親族なし
		円	円
5級地	11,000	7,350	3,700
4級地	5,500	3,700	1,850